

農水省が犬およびねこ用のペットフードの品質の安全性に関するガイドラインの作成を検討する方針を明らかにした。現在は業界の公正競争規約で栄養成分、原材料表示の規定があるのみ。品質の安全性に関する規定はない。(11.6.毎日新聞)

人と動物との共生をめざして"一般向け動物シンポジウム"が11月19日豊田産業文化センターにて開催された。主催：愛知県動物保護運動推進連絡会、後援：豊田市・豊田市教育委員会・愛知県獣医師会・中日新聞社。動物愛護団体、獣医師、行政が一体となって動物の社会問題を考える機会を実現。 [http://www.hm.aitai.ne.jp/ishikawa/p\\_poster3.htm](http://www.hm.aitai.ne.jp/ishikawa/p_poster3.htm)

### 行政の不作为特集

ペットは単なる愛玩動物ではないことを「動物は命あるものである」と記載した改正動物愛護法が12月1日施行。法では26年も以前から、飼い主や動物取扱業などの責務ほかを、動物の生命尊重の精神の下で規則していたが、その法律の内容を知る者は国民の数パーセントにも満たなかった。地域行政が動物の法律を実行しない際には法律違反者が生じてしまう恐れが多いため、行政の動物保護政策に対する不作为に非難が高まっている。

犬の飼い主の責務を実行する立場の大阪狭山市長の飼い犬が通行人などに何度もかみついたため飼い主の市長が告訴される。(12.8.毎日新聞)

県動保センターの再三の指導も効果無く、飼い犬が2年間で8回も住民にかみついて傷を負わせた愛知県の女性を、県警は傷害の疑いで逮捕の方針。(11.27.同)

三宅島から避難している動物たちの集合シェルター計画は未だ検討中の段階。都や村の災害時動物対策の不作为を正すこともあり、都獣医師会の指導のもと「三宅島被災動物飼い主の会」が発足。(12月)

都内や千葉の他、全国各地で多頭飼養の犬やねこのほか、捨て犬ねこの多頭介護所あり。市民ボランティアの救済活動やカンパ募集が頻繁。旧動管法でも適正な終生飼養や飼えないときの繁殖制限は努めとされ、家庭犬のほか取扱業などが保有する犬の鑑札登録制や、捨て犬ねこ違反には罰則はあるが、罰則の摘要には違反の告発を受ける警察も苦慮していた。改正法の施行を機会に多岐に及ぶ行政の不作为解消の気風が高揚中。

山梨の大量商品不適犬処遇問題は、畜犬イベントなどの会場とされた群馬・東京・静岡に渡るそれぞれの行政が畜犬繁殖販売取扱業に対する法の実行の不作为や飼い主の責務の普及啓発がなされなかった結果ともされている。愛犬市民団体が率いる畜犬愛好家グループは、動物取扱業者に犬の所有権委譲や諸費用を要求しながら犬の介護や譲渡支援を行い、ドッグショップは営業中。取扱業責務履行の追求などと併行しながら、犬の擁護を計画した動物保護団体の直接的な介入は嫌われ、同団体などが行政に働きかけた一括抑留後の全頭シェルター移設計画は頓挫。(10~12月)

[http://pine.zero.ad.jp/zac90835/yamanasi\\_yosei.html](http://pine.zero.ad.jp/zac90835/yamanasi_yosei.html)

四国霊場などへの捨て犬ねこをなくそうと、香川犬猫ネットワーク/同徳島支部/えひめイヌ・ネコの会/高知県愛玩動物飼養管理士会の四市民団体が、各県の知事らに対策の要望活動中。「捨て犬ねこが多いのは、行政が飼い主のモラルの低さを問題にし、具体的な方策を講じない結果」と行政の不作为を警告。徳島県庁の訪問活動などを展開。(12.14日.徳島新聞) <http://www.infomadonna.ne.jp/inuneko/>

北海道では、改正された動物愛護法をうけ、動物の愛護及び管理に関する専門委員会で意見を求め取りまとめた「基本的な考え方」に対するパブリックコメントを募集した。(11.13.) <http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-kskky/sizenhome/sizentop.htm>  
<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-kskky/aigo/youryou.htm>

総理府本府では、動物の愛護及び管理に関する法律第15条に基づく「多数の動物の飼育者による周辺の生活環境を損なう事態について」に関するパブリックコメントの実施結果の概要を公開した。 意見の提出者数・電子メールによるもの19 / 郵便によるもの5 / FAXによるもの2 / 合計26 / 整理された意見数約80件

<http://www.sorifu.go.jp/intro/kanbo/animal/aigo15.html>

主な意見の内容	対応の分類	対応の方針 (考え方)
鳴き声等のトラブルについては、多数飼育していなくても、飼い主のモラルが欠ければ、2、3頭でも問題になりうる	対応範囲外	設定した事態で頭数については言及していないが、社会通念上「多数」を飼っている者に対しての規定であることから、2、3頭では多数と言い難い。これらの飼い主に対しては、法第5条「動物の所有者又は占有者の責務」による努力義務規定の普及啓発に努めてまいりたい。
動物嫌いの人の感情だけで事態を問題視して取扱われるおそれがある	対応済み	事態中「周辺住民の間で共通認識になっていると認められること」が前提となっている。また、行政処分の執行に当たっては、適正に運用いたしたい。
周辺住民の苦情は、隣人間の人間関係に左右される事が多い	対応済み	同上
「苦情」の定義が、数値的に示されておらず、明確でない	対応困難	法規定上、事態を設定することが委任されており、数値レベル等の基準を設定することとなっていない。
単純に事態を排除するだけでなく、無制限な繁殖を制限するなどの動物愛護の観点に立った指導を行うなどの改善策が望まれる	法の規定による対応	法第20条に「犬及びねこの繁殖制限」について飼い主の責務及び都道府県等の指導の努力規定があり、適正な飼養を受ける機会を与えることが困難な犬又はねこを生み出さないよう、普及啓発に努めてまいりたい。
病虫害などのまん延についても「生活環境を損なう事態」に加えるべき	審議会等の意見を踏まえ修正	事態中「動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ又ははえ、のみその他の害虫」と記述した。
ねこによる糞公害もあるので、ねこの登録制などを行い、飼い主の責任を明確にすべき	対応困難	登録制度については、法律に新たに規定が必要であり、対応できない。法第5条第3項に動物の所有者が明らかにするような措置を講ずるよう努力規定が設けられた。

命ある動物を擁護し保護できるのは人間だけに与えられた特権で使命です。21世紀に向け、環境省に移管する総理府が「ペットは単なる愛玩動物ではなく動物は命あるものである」としたことを、動物地域行政26年間に渡る不作為に一石を投じたことばと受け止めながら、動物たちへも新しい時代の幕を開きたいもの。動物たちを愛し慈しむ皆さま、そして動物たちへ、すてきな21世紀になりますように。

ファックスニュースのインターネット.pdfファイルを近日掲載予定 <http://nyanko.circle.ne.jp/pdf/news8.pdf>

AWN会員がこのファックスをそのままお知り合いの皆さまに転送いただく際には、その旨のご連絡は不要です。AWN連絡会にご参加がお済みでない場合にはお知らせください。このファックスが不要の際や、不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までこの用紙にチェックの上返信いただくと幸いです。返信先Fax.03-3350-6440 NPOねこだすけAWN連絡会係